



2020年4月から、原則屋内禁煙に!

深刻な健康影響がある受動喫煙。2018年に健康増進法が一部改正され、2019年7月から学校や病院等で敷地内禁煙になりました。今年4月からは飲食店を含むほとんどの施設が原則屋内禁煙になり、たばこを吸わない人が受動喫煙に会う機会は大きく減少すると考えられています。

違反者には罰則も!

喫煙禁止場所で喫煙した人には30万円以下の過料が科されることもあります。

ルール① 多くの施設で、屋内が原則禁煙に

屋内は原則禁煙

事務所・工場・飲食店・ホテル・旅館等の施設

例外あり 屋内でも所定の要件を満たした喫煙室や、喫煙をサービスの目的とする施設内では喫煙が可能です(標識の掲示が必要)。

※規模の小さい既存の飲食店(客席面積100㎡以下)は喫煙可能な場所である旨を掲示することにより店内での喫煙が可能です。【期限未定の経過措置】

※住居、ホテルや旅館等の客室等は、規制対象外です。

敷地内は原則禁煙(屋内は完全禁煙) [2019年7月~]

学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等

例外あり 敷地内の屋外では、必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所の設置ができます。

ルール② 喫煙室がある場合、店舗や施設は必ず標識を掲示

[標識例]



喫煙可能な設備を持った施設には必ず、店舗や施設の出入口等に、指定された標識の掲示が義務づけられています。

ルール③ 20歳未満の人は喫煙エリアへの立ち入りが禁止に



20歳未満の人は、客・従業員ともに、一切、喫煙エリア(屋内、屋外を含めたすべての喫煙室、喫煙設備)に立ち入ることは禁止です。

※自治体によって受動喫煙に関する独自の条例を設けている場合があります。詳細については各自治体へお問い合わせください。

公 告

公告第234号 新年度の健康保険料率及び 介護保険料率について

健康保険料率は1,000分の94で変更ありません。

介護保険料率は1,000分の16.4から1,000分の17.4へ変更します。

令和2年3月1日(令和2年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については令和2年4月1日)から実施します。

介護保険料率

介護保険料率	変更前	変更後
被保険者	8.200/1,000	8.700/1,000
事業主	8.200/1,000	8.700/1,000
合計	16.400/1,000	17.400/1,000

公告第235号 任意継続被保険者の新年度保険料について

健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬等を下記の通り公告します。

令和2年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は320,000円です。

(令和2年3月31日までの標準報酬の平均額は、340,000円でした。)

保険料は以下のとおりです。

標準報酬月額	320,000円(第23等級)
健康保険料月額	320,000円 × 94/1,000 = 30,080円
介護保険料月額	320,000円 × 17.4/1,000 = 5,568円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額(上記金額)を比べいづれか低い方の額を適用します。(適用期間 令和2年4月1日~令和3年3月31日)

事業概要 (2020年2月末現在)

事業所数



9事業所

被保険者数



男 2,179人
女 1,498人
計 3,677人

平均標準報酬月額



男 362,779円
女 265,387円
平均 323,102円

被扶養者数



1,311人
1人当たり扶養率
0.36人

介護保険第2号被保険者数



1,105人